



12月22日は冬至です。一年の中で昼間がいちばん短い日です。この日を境に少しずつ日が長くなってきますが、本格的に寒くなってくるのもこれからです。またこれから年末にかけて、なにかと忙しくなる時期です。楽しい行事を家族でゆっくりと過ごせる様に、体調不良の時は早めに休息をとれるようにしましょう。

### ☆保育園の主な感染症

保育園では、11月から12月にかけて、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、アデノウイルス感染症などにかかり、腹痛、嘔吐、下痢、発熱といった症状でお休みした園児が途切れることなくいました。大流行になることも予測されましたが、急速な広がりはありませんでした。引き続き手洗い、うがいをしっかり行い、『もらわない、うつさない』ためにもぜひ習慣付けましょう。

### ☆朝夕こどもの体調チェックを！！

小さい子供は自分で訴えられませんが、「いつもと違う様子」に気付くことが大切です。機嫌、顔色、食欲、便の状態、咳や鼻水、熱っぽさ、夜泣き、などの様子に注意していきましょう。

「いつもと何か違う」といったことがあれば、体調不良のサインかもしれません。気になることがあれば、必ず職員に伝えて下さい。特に、週末に体調が悪くなった時は、忘れずにお知らせください。



### <12月の保健行事>

- 3日 頭髪検査
- 11日 身体測定（ひまわり、ゆり、ちゅうりっぷ組）
- 17日 頭髪検査
- 18日 身体測定（すみれ、あじさい、よつば組）

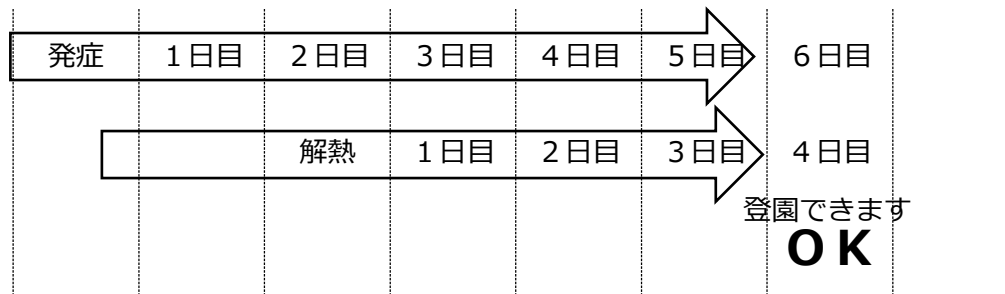


### インフルエンザの出席停止期間の数え方

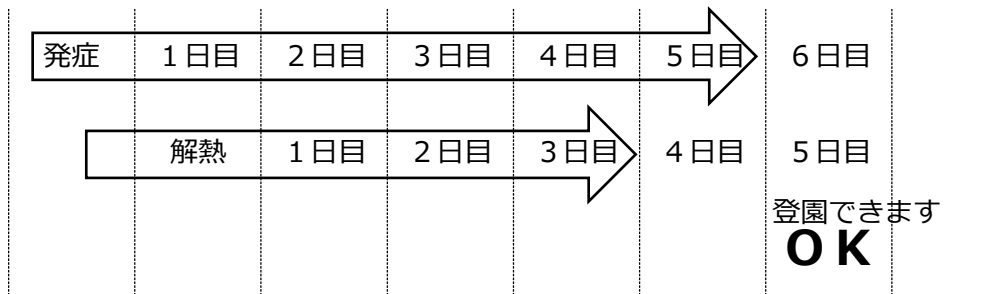
インフルエンザ発症後、保育園へ登園可能になるには下記の2つの条件を両方、満たさないとはいけません。

- ① 解熱後3日が経過していること
- ② 発症後5日が経過していること

発症とは発熱の症状が現れたことを指します。日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。



この場合は、発症後6日目に登園できます。



この場合、解熱して3日経過しても、発症後5日が経過していない為、すぐには登園できません。発症後6日目に登園できます。



この場合、発症後5日経過していても、解熱後3日経過していない為、すぐには登園できません。発症後7日目に登園できます。

「学校保健安全法」に基づく